

## 概要

○ EU決済サービス指令(Payment Services Directive/PSD)は、「各EU加盟国の決済サービス市場を統合し、規模の経済と競争によって決済サービスが一層効率化され、社会全体での決済コストが削減されるような、統一的なEU決済サービス市場を創出すること」を基本的な目的として、2007年11月に成立(EU加盟国は、2009年11月1日までに本指令を国内実施する必要)。

本指令の具体的な目標としては、以下の3点が規定されている。

### 一 市場参入障壁の除去及び平等な競争条件の確保による支払サービス提供者間の競争の促進

→ 支払サービスの提供が許される「支払サービス提供者(Payment Service Provider)」の一類型として、「支払サービス事業者(Payment Institution)」の概念を創設し、共通の規制要件を規定(※)

(※)「支払サービス提供者」としては、支払サービス事業者のほか、銀行等(Credit Institution(銀行規則上、免許制))及び電子マネー事業者(Electronic Money Institution(第二次電子マネー指令上、免許制))等がある。

### 一 支払サービス提供者が提供する情報の透明性向上及び情報提供が義務づけられる項目の共通化

→ 支払サービス提供者に対して、契約締結前及び支払取引の実行前・実行後の情報提供義務を規定

### 一 支払サービス提供者と利用者との間における権利義務関係の明確化・共通化

→ 無権限取引(紛失・盗難カードや暗証番号の不正利用により、無権限の他人が行った支払取引等)における支払サービス提供者と利用者との間の損失分担ルールにつき体系的に規定

## 適用範囲

○ EU域内で提供される支払取引に対して適用

○ ただし、支払サービス提供者の情報提供及び支払サービス提供者と利用者との間の権利義務関係に関する規定は、支払人側・受取人側の支払サービス提供者の双方がEU域内に所在する場合であって、ユーロ(又はEU加盟国の通貨)でなされる支払サービスに限り適用

### 市場参入障壁の除去及び平等な競争条件の確保による支払サービス提供者間の競争の促進(1)

#### ○ 支払サービス事業者の創設(免許制(authorisation)(※))

##### － 当初資本金要件(initial capital)

サービスの類型に応じ、2万ユーロ(支払口座を経由しない送金サービス)、5万ユーロ(携帯電話等を用いた支払代行サービス)、12.5万ユーロ(支払口座を経由した送金サービス、支払口座への現金入金・引出サービス、支払手段の発行・加盟店管理等)以上の当初資本金を有すること

##### － 業務継続中の自己資本要件(own funds)

当初資本金要件として定められた額以上であり、かつ、下記の計算方法から所管当局が選択した方法により算出される所要額以上の自己資本を維持すること

(i)前年の総固定費の10%

(ii)前年の取扱総額の12分の1に、金額逡減的な掛け目(4~0.25%)及び業務内容に応じた調整比率(業務内容が送金のみの場合は0.5、携帯電話等を用いた支払代行サービスの場合は0.8、その他の支払サービスの場合は1)を乗じた金額

(iii)前年の粗利益に、金額逡減的な掛け目(10~1.5%)及び業務内容に応じた調整比率(上記(ii)と同様)を乗じた金額

(※)・EUシングル・パスポート制度により、あるEU加盟国で免許を受けた支払サービス事業者は、全てのEU加盟国内で支払サービスを提供することが可能

・所管当局は、月間平均取扱金額が300万ユーロ以下の事業者について、支払サービス事業者に対する規制監督のための条項の全部又は一部の適用を免除可能(ただし、これらの適用免除を受ける事業者については、EUシングル・パスポート制度は利用不可)  
→英国は、月間平均取扱金額が300万ユーロ以下の事業者について登録制(registration)とし、一部規制を緩和

#### (参考)その他の支払サービス提供者に関する財務上の要件

#### ○ 銀行等(免許制(authorisation))

－ 500万ユーロ以上の自己資金の永続的維持(資本要件指令(Capital Requirements Directive))

－ バーゼルⅢに対応する自己資本ルール(2013年改正資本要件指令(4<sup>th</sup> Capital requirement Directive)及び資本要件規則(Capital requirement regulation))に基づく健全性規制

#### ○ 電子マネー事業者(免許制(authorisation))

－ 35万ユーロ以上の当初資本金を有すること

－ 電子マネーに係る業務の継続中、当初資本金要件で定められた額(35万ユーロ)以上であり、かつ、上記(i)~(iii)及び未決済の電子マネーの平均額の2%以上の自己資本を維持すること

## 市場参入障壁の除去及び平等な競争条件の確保による支払サービス提供者間の競争の促進(2)

### ○ 支払サービスに関して預かった資産の保全義務

- － 兼業の支払サービス事業者が対象(※)
- － 他の資産からの隔離(信用機関の口座への預金又は所管当局が定める安全かつ流動性のある低リスク資産での運用)(※)
- － 利用者に対する優先的弁済

(※)所管当局は、①専業の支払サービス事業者に対しても、上記の義務を課すこと、②資金額が一定金額(600ユーロ)以下の資金を利用者から預かる場合に、当該利用者の資金を保護するための資産保全義務を免除することを選択可能  
→英国は、①(専業を含む)すべての支払サービス事業者に対して資産保全義務を課すとともに、  
②資産保全の対象を50ポンドを超える支払取引につき利用者から預かった資金に限定

### ○ 所管当局による監督に関する規定

- － 報告徴収、立入検査、免許の停止・取消権限等

(参考)その他の支払サービス提供者が支払サービスに関して預かった資産の保全

- 銀行等:預金について、預金保険制度により保全
- 電子マネー事業者:電子マネーの発行と引換に受領した資金について、支払サービス事業者と同様の資産保全義務により保全

## 支払サービス提供者が提供する情報の透明性向上及び情報提供が義務づけられる項目の共通化

### ○ 情報提供義務

単一取引(single payment transactions/1回限りの支払取引)及び継続的取引/framework contracts/将来における個別の又は継続的な支払取引の実行に関する契約)のそれぞれについて、以下を規定

- － 情報提供の内容
  - ・契約締結前(支払取引の実行に要する期間、手数料等)
  - ・支払指図受領後(支払取引の特定のための照会番号、取引金額、手数料、支払指図の受領日等)
  - ・支払取引実行後(支払取引の特定のための照会番号、取引金額、手数料、入金記帳の日付等)
- － 情報提供の方法(利用者から容易に閲覧可能な方法であること等)
- － 契約の変更・終了に関する規定(契約内容を変更する場合の事前告知義務等)【継続的取引のみ】

## 支払サービス提供者と利用者との間における権利義務関係の明確化・共通化

### ○ 手数料に関する規定

支払サービス提供者は、利用者に対する情報提供義務を履行するに当たり、原則として利用者から手数料を徴収してはならないこと等

### ○ 無権限取引に関するルール

- 支払人は、損失補填を受けるためには、無権限取引の事実を知った時から著しい遅滞なく、かつ、口座引落日から13ヶ月以内に通知することが必要
- 無権限取引が発生した場合、支払サービス提供者は、直ちに当該金額を支払人に返還等する必要
- 無権限取引が、決済手段の紛失等によって生じた場合、又は、不正利用によって生じたものであって、支払人が暗証番号等の本人確認手段を安全に保管していなかった場合、支払人は150ユーロを上限として損失を負担する必要。ただし、その損失の発生が支払人の故意又は重大な過失によるものである場合には、支払人は全損失額を負担する必要

### ○ 支払取引の実行に関する規定

- 支払取引の実行に要する期間(支払サービス提供者は、資金の受領後遅くとも翌営業日終了時点までに受取人側の支払サービス提供者の口座に入金記帳する必要)
- 支払取引の不履行等に関する責任(支払サービス提供者による支払人への資金返還義務、原因の追跡調査義務等)

## PSDの見直し(第二次PSD)について

- 2013年7月、欧州委員会は、現行PSDの成立後、情報通信技術の革新により決済サービスを担う新たなプレーヤーが登場したこと等を受け、現行PSDの廃止及び新たな決済サービス指令(PSD2)策定のための提案を欧州議会並びに欧州連合理事会に送付。
- 欧州連合理事会は、2014年12月、PSDの見直しに関する欧州議会との交渉スタンスについて合意し、欧州議会との協議を開始する旨のプレスリリースを発表。
- 見直しの可能性のある事項として、指令の適用範囲(対象通貨の拡大、支払サービス提供者の一方がEU域内に所在する場合への拡大)、「third party payment service provider」(支払口座に対するアクセスを可能にするサービス(支払取引の起動に係るサービス)を提供する事業者)の規制対象化等が議論されている模様。